

施策項目 22

芸術文化活動の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 世界文化遺産の構成・関連遺産をはじめとする地域の特色を示す文化財について、将来に向けた保存や教育的活用はもとより、北海道固有の歴史・文化の特色とその価値が国内外に発信され、地域振興や観光資源などとして活かされるよう、知事部局と連携しながら取り組みます。

主な取組

- 芸術文化に身近に接する機会の充実
 - ・ 道立美術館等の所蔵品の活用や道内外の様々な美術館との連携による魅力ある展覧会の開催
 - ・ 道内の公立・私立美術館等と連携・協力し、「アートギャラリー北海道*」などの取組を通じた、美術館機能の充実と地域の賑わいを創出
 - ・ 子どもから大人まで、誰もが心ゆたかにアートに触れられる憩いと学びの場としての機能の充実が図られ、一層魅力が高まるよう、本道の芸術文化振興の中核を担う近代美術館の今後のあり方を検討
 - ・ 時間や居住地にとらわれることなく、興味・関心に応じた鑑賞や検索の充実が図られるよう、所蔵品データベースや作品鑑賞のオンライン・プログラムなどによる情報発信の充実
- 学校の教育活動への支援の充実
 - ・ 所蔵品データベースなど学校の教育活動に活用できる情報の発信のほか、道立美術館等の所蔵品を活用した鑑賞機会の拡充や鑑賞学習支援ツールの提供など教育機能の充実
 - ・ 巡回小劇場の実施など学校等への舞台や芸術鑑賞を提供する機会の充実
 - ・ 中学校・高校における文化部活動の充実などを図るため、部活動指導員を派遣
- 次代につなぐ文化財保護の推進
 - ・ 道民共有の財産である文化財を引き継ぐため、指定文化財の現状把握・適切な管理や、未指定文化財の調査・指定等を推進
 - ・ 市町村や関係団体と連携し、文化財保護強調月間*に「見る」「学ぶ」「体験できる」取組の情報等を発信することで、文化財に親しむ環境づくりの促進や地域における保存・伝承に向けた気運を醸成
- アイヌ民俗文化財の保存・伝承活動の推進
 - ・ 将来にわたり、道民がアイヌの人たちの歴史や文化について理解を深められるよう、民俗技術の調査や伝統的な風俗慣習・民俗芸能の講座の実施など保存・伝承活動を推進

関連する主な SDGs の目標

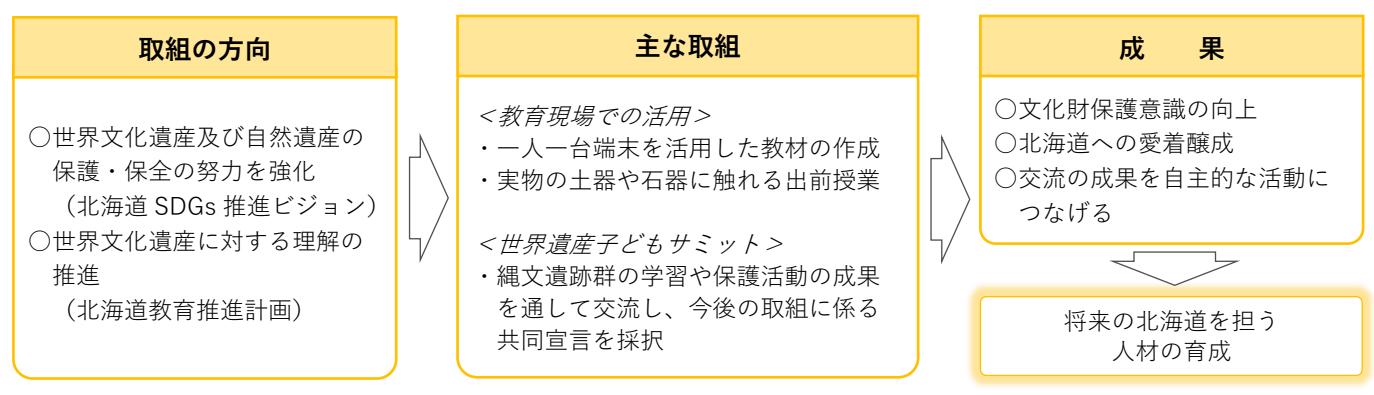


○ 世界文化遺産に対する理解の促進

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群*」など世界遺産について、児童生徒の理解が深まるよう、学習教材の提供や教員研修の充実など、学校の教育活動を支援
- 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進

縄文時代に学ぶ・世界遺産を活用した次世代育成事業

～世界遺産が持つ教育資源としての可能性を地域の課題解決に活かす～



- ・所蔵する美術品のデータベースの公開と美術作品のオンライン鑑賞
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」等についてオンライン上で学ぶことができる学習教材の整備

【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
学校教育活動として美術館・博物館を活用した学校数	147 校 (R3)	217 校
美術館・博物館のホームページの閲覧者数	212.6 万件 (R3)	274.3 万件
指定文化財所在市町村で北海道文化財保護強調月間に「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合	83.1% (R4)	96.4%
「北海道・北東北の縄文遺跡群」など地域の文化財を活用した教育活動を実施した学校の割合	79.7% (R4)	100%

文化財・博物館課 社会教育課



担当課 HP

●アートギャラリー北海道

北海道の美術館等がネットワークでつながり、双方でアートを紹介・発信するとともに、若手作家との活動の場や機会の提供など美術館の機能を充実させることによって、「美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となる」ことを目指す取組。

●文化財保護強調月間

北海道教育委員会が、道内の貴重な文化財を守り伝えるために、毎年 10 月 8 日から 11 月 7 日を「北海道文化財保護強調月間」と定めた期間。

●北海道・北東北の縄文遺跡群

2021（令和3）年7月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する 17 か所の縄文遺跡群（うち道内に 6 か所）。